

令和 8 年度における生活環境担当の主な取組について

1 快適な空間の確保を目指した都市美化の推進

(1) 美化推進重点地区を核とした地域清掃の展開

ア 美化推進重点地区における美化活動の促進（クリーン作戦の継続実施，重点地区の普及啓発の充実）

イ 地域住民が自主的に行っている地域清掃の支援

(2) 公衆マナーの遵守を目指した周知・啓発による意識醸成

ア ごみのポイ捨て禁止や喫煙マナー向上のための啓発

イ 公共の場所における鳥類への給餌禁止の周知・指導

調布市都市美化の推進に関する条例の改正（令和 8 年 4 月施行）

2 市内における P F A S 対応

環境省の「P F A S に関する今後の対応の方向性」（令和 5 年 7 月）に基づき，市内における環境モニタリング強化の一環として，令和 8 年度においても，市の管理する防災井戸等 30 地点について水質検査を継続し，市の P F A S 専門アドバイザーからの御助言を受けながら，市民の不安解消・軽減に向けて，適切な対応を図る。